

K230.2

48



新保繁次著

新訂 女子日本歷史 上卷

東京金港堂書籍株式會社

K230.2  
48

新保磐次著

新訂 女子日本歴史

上級用

東京金港堂書籍株式會社

明治 44.12.4 丙寅

目 録

第一章	明治維新 東京奠都	一
第二章	版籍奉還 廢藩置縣	二
第三章	外交 歐米文物制度の採用 徴兵の制	四
第四章	朝鮮との關係 征韓論 佐賀の亂 臺灣事件	九
第五章	北海道の拓殖 千島樺太の交換	一一
第六章	熊本及び萩の亂 鹿兒島の亂	一三
第七章	朝鮮との修好 朝鮮京城の變 天津條約	一八
第八章	内閣制度の創立 地方自治制の實施	二一
第九章	憲法發布 帝國議會	二三
第十章	法典編纂 條約改正	二七

第十一章	明治二十七八年戰役 戦後の經營……………	三〇
第十二章	明治三十三年清國事變 日英同盟……………	三六
第十三章	明治三十七八年戰役……………	三八
第十四章	戦後の經營 諸外國との關係 韓國併合……………	四三
第十五章	學術の進歩 交通機關の擴張 産業貿易……………	四五
第十六章	世界に於ける日本の地位……………	五一
年表		
地圖		
以上		

# 女子日本歴史

上級用

新保磐次著

## 第一章 明治維新 東京奠都

明治元年、大總督宮は西郷隆盛等を率ゐて東征の途に上り給ひ、木戸孝允、大久保利通等は京都に止まりて政を輔く。三月十四日、天皇公卿諸侯を會して天神地祇に五事を誓ひ給ふ。

五條の御誓文

- 第一、廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。
- 第二、上下心を一にして、盛んに經綸を行ふべし。
- 第三、官武一途、庶民に至るまで各其の志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。
- 第四、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。

第五、知識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。之を五條の御誓文といひ、凡そ明治の新政は皆此の御誓文の趣意に基きて行はれしものなり。

利通奏上して、從來君民隔絶の風を破らんため、先づ大英斷を以て遷都を舉行すべき事を曰へり。次で御親征のため、京都を發して大阪に幸し給ふ。やがて關東平ぎしかば、江戸を以て東京とし、十月江戸城を皇居とし給ふ。其れより諸道を巡幸して民情を察し給ひ、西は九州より北は北海道に至れり。是等の行幸は皆簡易輕便を旨として、古への九重雲深き習はしを一洗し給ひき。是れ即ち舊來の陋習を破ることを實行し給ひし者なり。

大阪行幸

東京奠都

## 第二章 版籍奉還 廢藩置縣

版籍奉還

明治元年、姫路藩主上表して諸藩の土地人民を朝廷に收められんことを請ふ。翌年、木戸孝允之を長州藩主に建議し、大久保利通は薩州藩主に説きしが、土佐肥前の二藩亦之に應じ、遂に薩長土肥四藩連署して土地人民を奉還し、政令をして一途に歸せしめんと請ふ。他諸藩も亦陸續として之に倣ふ。

二年六月、諸藩の請を許し、藩制を改めて府縣と同じくし、府藩縣三治一致の政を行はる。然れども猶舊藩主を以て知藩事に任せられければ、封建の名既に廢たれて其の實猶存せり。

四年詔して藩を廢して縣となし、諸藩知事の職を罷めて上京せしむ。さて舊藩主及び公家を華族と稱し、武士を士族と稱し、世襲の祿を廢して公債證書を賜ひ、郡縣の政全く

廢藩置縣

藩長土肥

成りぬ。斯かる大業に、先に立ちて盡力しければ、薩長土肥の名政治上に勢力ありて、四藩の士最も顯要の職を占むるに至れり。

五爵

後に明治十七年に至り、公侯伯子男の五爵を制定して華族に賜ひ、文武の功臣亦之を賜はる。爵名は支那周代の制に取られたれど、亦西洋の五爵と符合せり。維新の初め、門閥の習慣既に破られたれば、國家公務の上には四民平等にして、何人も材能によりて高位高官に昇ることを得れども、社會私交の上には猶家柄の高下を存して、家門の榮譽を保たしめらるなり。

### 第三章 外交 歐米文物制度の採用

#### 徴兵の制

四

大使派遣

維新の業は尊王攘夷の聲によりて開かれたり。天下有志の士多くは皆攘夷家にして、西郷隆盛の如き豪傑すら、維新前薩州と英國と交戦の時、初めて開國説に改めしと言傳へたり。されば維新の初には、まづ外國交際を絶たるべしと思ふ者多かりしに、朝廷、世界の大勢を察し、外國事務總裁を置き、外國と和親せんことを布告せられたり。

舊幕府が外國と條約を結びしや、事草創に屬し、我れに不利なる條項少からざりき。明治四年特命全權大使を各國に遣して國政の改革を告げ、條約の不完全を改正せんことを謀り、及び文明諸國の文物制度を視察せしむ。右大臣岩倉具視を大使とし、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尚芳等を副とす。諸省の理事官、及び多くの留學生等隨行す。各國皆歡迎し、米國の如きは

日本を以て自國の開發する所なりとして、厚遇こううに至らざる所なく、特に和蘭は舊き友國なるを以て情誼殊に厚く、大使一行がよく蘭語を話するを開き、往往涙下る者ありき。此の巡廻の間に大使等は條約改正の時尚早きを悟さとる所ありて之を中止せり。

極端實利主義

維新以後、人心舊習を脱して改新に向ふと共に、其の弊や「枉まがれるを矯めて直きに過ぎ極端なる實利主義、上流の間に行はれたり。或は古城舊園を壊ちて桑田となし、或は森林を伐りて山を赭あかにし、或は古書畫古文書を反故となす等の事少からず。奈良の興福寺の塔を仆たふさんとし、松島の松、向島の櫻を伐り初めしも此の頃の事なり。大使等歐米を巡廻して文明國の有様を知り、歸朝の後務めて破壊を戒め、東京城の石垣を毀ち塹を埋むるを止め、社寺境内の伐木を禁

洋風模倣

じ、名所古蹟の風致を保存し、諸國の勝地を公園とする等、すべて心を整理建設に用ひたり。

此の前後に舊習を去りて洋風に倣へる者甚だ多かりき。士民に散髪脱刀せしめたる事、禮服を洋式に改めたる事、神武天皇紀元を制定せし事、太陰曆を廢して太陽曆を用ひし事、日曜日を休日とせし事、十二時を二十四時に改めし事等猶多し。

徴兵の制

兵制は舊幕府及び薩長諸藩にて早くより洋式を採用したること諸子の己に知る所なり。維新の初、陸軍は佛式、海軍は英式を傳習せり。其の後陸軍に獨逸式を採用せしが研究經驗の久しき、既に一の日本式を成せり。軍隊は初め皆藩士を用ひられしが、明治五年徴兵令を發せられたり。現今の陸軍は男子滿二十歳にして合格當籤の者は現役三



年、豫備四年四箇月、後備十年の役に服す。國民一般滿十七歲以上四十歲以下を國民軍とす。海軍は海國の壯丁募に應ずる者を取り、現役四年、豫備三年、後備五年とす。

此の外、政治、教育、産業等の進歩發達に付ては別に章を立てて記すべし。

岩倉大使の歐米に巡遊するや、各國皆日本の長足の進歩を稱揚し、而も學者は疑て云ふ、百年の大木は一夕に長せずと。然れども奈良の朝平安朝以來日本特有の文學、美術を有し、又江戸幕府二百五十年間の太平に養成せられたる學問、道德は、優に西洋の物質的文明を運用すべき力を生ぜざるなり、決して野蠻人が俄かに文明を模倣するに比すべからず。

百年大木の疑

#### 第四章 朝鮮との關係 征韓論 佐賀の

##### 亂 臺灣事件

此の頃朝鮮は外交を喜ばず、我が國が歐米諸國に親むを見て甚だ之を嫌へり。維新後朝廷使節を遣されたれど舊風を守る朝鮮は、書式舊幕府と異なるを以て、拒みて受けず。其の後我れ屢使を遣し、及び漂民を送りたれども、彼れは漂民を受けて其の他に應ぜず。我が國朝野之を憤り、征韓の論起れり。參議西郷隆盛自ら朝鮮に使し、彼れ若し受けずんば之を征せんと請ふ、同列多く之に賛成す。然るに岩倉具視等新に歐米より歸り、内國政治の先にすべきを説き、隆盛の議行はれず。隆盛及び副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平の五參議職を辭しき。

征韓論

佐賀の亂

七年正月新平佐賀に歸り、心甚だ平かならず。是れより先、佐賀人の新政を悦ばざる者、憂國黨を結び、封建の制に復せんことを謀りしが、二月、征韓黨、憂國黨相合して、縣廳を攻め、縣令を逐ふ。朝廷、小松宮嘉彰親王を征討總督に拜し、陸海軍を發して之を伐つ。未だ至らざるに、暴徒は熊本鎮臺に破られ、新平等の首謀者は捕へられて刑せられき。新平、司法制度に大功あり、天下之を惜む。

是れより先、我が琉球の民、臺灣に漂着して生蕃に害せられ、内地の漂流も亦彼等に掠奪せられたり。當時臺灣は清國の領土なりければ、我が政府之を清國に照會せしに、生蕃は化外の民なりと答へしにより、臺灣征伐の論起りて、議遂に決す。蓋し當時諸藩の士族、新政を悦ばず、動もすれば事を起さんとする者尙多かりしを以て、此の舉は一時不平を

征臺の役

外に洩すの方便とせられたるなり。

佐賀の亂の年の四月、陸軍中將西郷從道を都督となし、主として薩摩の士族を率ゐて臺灣を伐つ。生蕃諸社多く降る、牡丹社最も頑強なり。從道持重の策をなし、其の食料の道を絶ちて之を降し、遂に東部の地を占領す。清國抗議して曰く、生蕃は化外なれども、土地は清國の領土なりと。よりにて大久保利通を全權辦理大臣として北京に赴かしめ、往復辯論す。英國公使間に居て仲裁し、清國は難民扶養銀、臺灣修道費等五十萬兩を償ひ、島民をして再び航海の害をなさしめざるを約す。我が軍乃ち凱旋す。

北海道

第五章 北海道の拓殖 千島樺太の交換  
蝦夷地は舊幕府の末世より開拓の論ありて、水戸の徳川

樺太

齊昭藤田東湖等も其の論者なりと稱せられしが、未だ事業の觀るべきなく、唯僅少なる住民と、往來不定の内地人とが山海の漁獵に従事するのみなりき。維新の後北海道と改稱して今の十一國に分ち、開拓使を置きて土人を撫育し、移住開墾を奨勵し、又宮城青森酒田の士族を募りて屯田兵となし、國防開墾を兼ねしめたり。其の後多少の變革を経て開拓使は北海道廳となり、屯田兵は師團となれり。樺太は舊幕の時より移住して漁業を營む者多かりしに、露國北方より開拓して次第に南進し、爰に境界論起れり。幕府は住民の種族を以て證とし、又歐洲人の地圖によりて北緯五十度を以て界とせんと商議しけれども、露國聽かず、恣に雜居地と稱して、侵入し、其の止まる所を知らざりき。維新の後更に之を商議すれども、議合はず、動もすれば兩國

人の鬭争を起せり。ここに於て榎本武揚を全權公使として露國に遣し、聖彼得堡に於て商議せしめ、八年五月、樺太を全く彼れに與へ、千島群島全部を我れに取りて事定まりぬ。露國は其の利益の交換として、或る年限中我が國人の樺太漁業の權利等を承認せり。

## 第六章 熊本及び萩の亂 鹿兒島の亂

熊本の亂

熊本の士族大野鐵平等、洋風を嫌ひ、新政を憤り、同志を結びて神風連と稱す。九年十月、神風連俄かに起り、夜る火を縱ちて鎮臺縣廳及び官吏の宅を襲ひ、少將種田政明等六十餘人を殺し、縣令安岡良亮等二百餘人を傷く。鐵平其の他の首領は古代の武裝をなして部下を指揮し、勢甚だ猛かりしが、鎮臺の兵力め戦ひ、即夜徒黨を撃破りければ、首領等或

萩の亂

は戰死し、或は自殺し、餘黨皆平きぬ。  
長州の前原一誠、維新に功あり、一たび參議に任ぜられし  
も、議論合はずして職を辭し、郷里に家居せしが、神風連と謀  
を通じ、熊本の變と同時に其の黨を萩に集めて縣廳を襲ふ。  
廣島鎮臺之を討つ。一誠敗れ、海に航して走りしが、遂に捕  
はれて刑せられき。

鹿兒島の亂

翌十年は遂に鹿兒島の亂となりぬ。先に西郷隆盛參議  
を辭して鹿兒島に歸り、世間勤儉武勇の風漸く衰ふるを慨  
き、賞典祿を以て私學校を立て、子弟を教養すること數千人  
に及べり。篠原國幹、桐野利秋等薩州出身の將佐多く隆盛  
に從ひて國に歸り、學校監督に従事せり。政府は彼等が事  
を起さんかとして絶えず之に注目せり。是れより先、政府は  
鹿兒島に彈藥製造所を置きけるが、此の年萬一の變を慮り

田原阪の戰

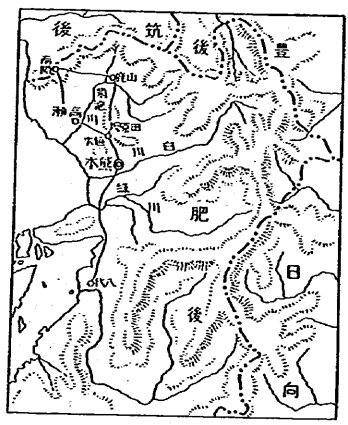
彈藥器械を大阪に引上げんとしけるを、私學校黨押寄せて  
奪ひ返したる、是れぞ鹿兒島破裂の導火なりける。

二月隆盛等兵を擧ぐ。隆盛九州を過ぎ、中國を從へて而  
して京都に入らんと欲し、先づ熊本鎮臺を攻む、司令長官陸  
軍少將谷干城、參謀長中佐樺山資紀等と共に城に據りて固  
く守る。隆盛其の急に抜くべからざるを知り、軍を分ちて  
之を攻めしめ、一軍は南の方筑後に向ふ。

此の月天皇京都に幸せり。鹿兒島の飛報行在に至る。  
有栖川宮熾仁親王征討總督に拜せられ、陸軍中將山縣有朋  
海軍中將河村純義參軍となりて發向し、筑後より進む。筑  
後より熊本に至るに田原阪の險あり、薩軍極力之を守りて  
官軍を悩ます。官軍夜を日に繼で戰ふこと十七日にして  
纔かに之を取れり。此の戰に官軍死傷四千餘人、戰史上稀

有の激戦なりと云ふ。

さる程に熊本城中には兵糧將に盡きんとし、落城旦夕に迫れり。陸軍中將黒田清隆是れより先鹿兒島の空虚に入りて兵器汽船等を收めしが更に参軍に拜し、別働隊を率ゐて肥後の八代より上陸し薩軍の後ろを擣く。斯くて官軍南北より、薩軍を破り、四月中旬熊本城と連絡を通ず。薩軍退きて豊後日向地方に據りしが、官軍水陸より並び至り、隆盛等遂に鹿兒島に歸りて城山に據れり。九月官軍大舉して城山を攻め、隆盛等皆戦死して西南全く平きぬ。



第二の維新

憲政の世と異なる所

博愛社

維新以來諸藩の士或は新政を悦ばず、或は功を恃み、或は政權を争はんとて、亂を思ふ者多かりしが、ここに至りて不平士族の跡を絶ちしかば、或は之を第二の維新といふ。蓋し是等の亂は大抵政治上の異見ありて而も平和の手段を以て之を貫徹する道なきが故に、勝負を武力に訴へて罪を上下に得るに至る、是れ立憲政治の今日と異なる所なり。隆盛を識る者皆謂ふ、彼れは自ら無謀の亂を起す者に非ず、唯彼れの情に篤き性質は急激なる子弟を棄つるに忍びずして此に及べるなりと。

此の役に佐野常民大給恒首唱して博愛社を結び、官軍と薩軍とを問はず、傷病者を救療せり。聖上金を賜ひて之を奨勵し給ふ。是れ今の日本赤十字社の始にして特筆大書すべき事なり。

## 第七章 朝鮮との修好 朝鮮京城の變 天津條約

朝鮮の修好

朝鮮に向ては、征韓論の後更に使を遣ししも要領を得ず、八年我が雲揚艦朝鮮海を過ぎ薪水を江華島に取りしに、守兵之を砲撃す。我が兵應戦して砲臺を抜き城を焚く。ここに於て黒田清隆を全權辨理大臣とし、井上馨を副使として朝鮮に遣し、砲撃の事を談判し、及び修好を議す。彼れ辭屈して、前の事を謝し、修好を承諾し、釜山・元山・仁川の三港を開く。朝鮮久しく支那に朝貢して、自ら屬國と稱せしかど我は今度獨立國と認めて條約を結び、其の後各國皆此の例に倣へり。

それより朝鮮國王は我が士官を雇ひて兵士を訓練せし

大院君  
十五年の變

め、或は金玉均等を遣して我が文物を視察せしめ、頗る政治に勵精せり。然るに王の生父大院君改新を悦ばず、十五年七月不平軍人を煽動して我が士官及び學生を殺し、公使館を襲ひき。我が公使花房義質仁川に奔り、英國の軍艦に投じて長崎に至る。外務卿井上馨馬關に赴き、陸海軍人をして義質を護して再び朝鮮に至らしめ、談判する所あり。朝鮮乃ち遭難者手當金五萬圓、衛兵費等五十萬圓を償ひ、特命全權大臣朴泳孝等をして來り謝せしむ。後に我は四十萬圓を返附して改新の費用となさしめたり。是れより我が國は平日兵を遣して公使館を護衛し、清國も亦兵士を駐在せしめたり。

時に朝鮮には獨立黨と事大黨とあり。獨立黨は獨立の實を擧げ、文明國の列に入らんとして、陰かに我が國の助力

十七年の變

を望み、事大黨は舊によりて大國なる支那に事へんことを欲せり。十七年、獨立黨の首領朴泳孝、金玉均等、事大黨の大臣閔泳翊等を殺して新政府を組織す。我が辨理公使竹添進一郎、國王の請により、兵百餘人を以て入りて王宮を護衛す。清の將袁世凱、兵二千を率ゐて王宮に迫り、我が兵を掩撃す。我が兵衆寡敵せず、且つ人あり王を誘ひて清軍に投ぜしかば、我が軍退きて遂に國に歸りぬ。清兵我が公使館を焼き、居留人民を殺掠せり。

ここに於て特派全權大使井上馨は朝鮮に赴きて談判し、彼れをして後來を誓ひ及び償金十三萬圓を出さしめたり。同大使伊藤博文は清國天津に赴き、其の大臣李鴻章と交渉せり。然れども彼は確證なきを口實として暴徒の處分をなさず、唯出兵に關する對等の約を承諾せり、即ち兩國共に

天津條約

撤兵し且つ約して曰く、今後朝鮮國若し重大の事件ありて、日清兩國或は一國出兵を要せば、先づ互に通知し、其の事定まるに及びて直ちに撤回し再び兵を留めざらんと。之を天津條約といふ。

## 第八章 内閣制度の創立 地方自治制の實施

内閣制度  
大寶制比較

十八年十二月、政府の組織を改めて内閣制度とす。内閣は各省大臣を以て組織し、内閣總理大臣之を總理す。大寶の舊制は、太政官諸省の上に居りて大政を統べ、諸省の卿は太政官の命令を執行するのみなれば、直ちに天皇に對して責任を負はず。内閣制度に於ては各省の大臣、天皇に對して直ちに主務の責任を負ひ、又法律勅令は内閣諸大臣連帶

の閣議を以て決す。之により庶政統一して割據分裂の弊なきを得るなり。

二十一年地方自治制を布かる。維新の當分は萬機改新の時なれば、中央集權として政務はすべて政府の手に歸し、町村の吏員までも官選にて任命したりき。今此の組織を改め、先づ市町村制を施行して、市町村會を設け、人民公選の市町村長を置き、政府より委任せられたる限りに於て、市町村各自其の政務を行ふ。市町村は各自財産を有して、教育衛生等公共の事業を處辨す。郡制府縣制亦逐次に施行せられたり。蓋し舊幕は地方分權の時代に於て自治制大に發達したりしを、維新の際一時中央集權に變じたるが、今亦漸く地方分權をなし、一は以て政府の手續を減じ、一は以て人民自治の精神を發達せしむるなり。

地方分權と  
中央集權と

## 第九章 憲法發布 帝國議會

讀者は記憶するならん、維新の初めに、廣く會議を興し、萬機公論に決すべしと誓ひ給へり。されば其の後集議院等を設けて諸藩の才俊を召し、法制を議せしめられき。彼の征韓論によりて退きし副島後藤板垣等は、明治七年以上書して民選議院を起さんことを請ひしが、朝議尙早しとして許されざりき。

元老院  
地方官會議  
府縣町村會

其の翌年元老院を置き、又地方官會議を開かる。是等の議員は官選なりと雖も、漸次に立憲政體に倣ひ、民選議院を設くる楷梯なり。

かくて前章に云へる如く、府縣會及び町村會を開き、其の地方人民の選べる議員にて組織せらる、是れ民選の議會の



## 政黨

始めなり。

此の頃民間には政論盛んに興り、板垣退助は自由黨を組織し、大隈重信は改進黨を組織し、國會開設を請願する者陸續として絶えず。明治十四年詔して二十三年を以て國會を開かんことを告げ給へり。翌年伊藤博文を歐洲に遣して立憲政治を取調べしめ、其の歸るに及びて制度取調局長官に任せられき。

かくて國會の準備漸く成る。二十二年二月十一日紀元節を以て、天皇は皇族大臣各國公使元老貴紳要路の官吏、府縣會議長等を會して憲法を發布し給ふ。詔して曰く、朕祖宗の遺烈を承け、萬世一系の帝位を踐み、朕が親愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の惠撫慈養し給ひし所の臣民なるを念ひ、其の康福を増進し、其の懿德良能を發達せしめんこ

## 憲法發布の詔

とを願ひ、又其の翼贊に依り、與に俱に國家の進運を扶持せんことを望み、乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履踐し、茲に大憲を制定し、朕が率由する所を示し、朕が後嗣及び臣民及び臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむと。

憲法は國家の大法を擧げ、君民の分限を明かにする者にして、國會即ち帝國議會の設立も此の中に定められたり。皆我が國固有の習慣を基とし、西洋各國の法を參酌す。憲法の第一條に、大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治すといへるは即ち天照大御神の神詔を成文にし、二千五百餘年の史實を明記したる者なり。

同時に皇室典範亦成れり。こは皇室の御家憲にして、其の各章には皇位繼承、踐祚即位、立后、立太子、攝政等其の他の

## 憲法

## 皇室典範

## 帝國議會

事を規定せらる。是れ亦祖宗以來の慣例を基礎として其の意を敷衍し、若しくは整頓せられたるものなり。

二十三年、貴族院衆議院の議員を任命選舉し、其の十一月兩院議員を東京に召集し、二十九日帝國議會開院式を舉げられたり。是れ我が國立憲政體實行の始めなり。

## 憲法附屬法

憲法附屬法規は議院法貴族院令衆議院議員選舉法等なり。貴族院議員は皇族華族勅選議員多額納稅議員より成り、貴族院令は此の制限を規定す。衆議院議員は各府縣人民の選舉せる代表者にして、選舉人は帝國臣民の男子にして、年齢滿二十五歲以上、其の府縣に滿一年以上住居し、直接國稅十五圓以上を納むる者に限り、被選人も右同様にして、只年齢滿三十以上なるを要せしが、其の後改正せられて選舉人の國稅は十圓以上被選舉人は納稅資格を要せざるこ

## 外國との比較

となれり。

海外諸國の民が專制政體を立憲政體に變ずるや、長き歲月と激烈なる争ひによりて之を得たる者なり。獨り我が國僅々たる歲月を以て歡呼の間にこれを仕遂げしは、君民の間に特別の關係あるに由りてなり。されば憲法發布の日は、薪樵る山、賤釣りする海人に至るまで、手の舞ひ足の踏むを忘れて、此の盛典を祝し、皇室の萬歲を祈りき。

## 第十章 法典編纂 條約改正

舊幕時代は戰國の餘風を存して頗る殘酷なる刑法ありしが、明治元年まづ磔火炙黥闕所財產の沒收等を廢し、竊盜金十兩以上を死刑に處したるを改めて百兩以上となしたり、明治三年、和漢の古律を參酌して新律綱領を制定し、六年

## 條約改正

(江藤新平司法卿の時)西洋各國の法を參酌して改定律例を定め、又從來司法を府縣廳の一課として取扱ひしを、此の時各府縣に裁判所を置きて行政と分立せしめたり。八年大審院を置き、又上等裁判所を設けて控訴上告するを得しむ。十三年刑法治罪法を定む。此の時死罪は絞に止め、又拷問を廢して證據裁判となす。その後裁判所構成民法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法等漸次制定施行せらる。裁判所は區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四級にして小事は區裁判所を初審とし、大事は方裁判所を初審とし、裁判に服せざるときは各上級の裁判所に控訴し、猶服せざるときは更に上級の裁判所に上告するを得しむ。明治四十年の改正刑法の如きは世界各國中最も進歩したる者と稱せらる。前に云へる如く、舊幕府の時外國と締結したる條約は、我

## 法權

れに不利なること少からず、其の第一は法權にて、委しく云へば舊幕の時法律監獄の不完全なりし故を以て、外人は我が法律に服し難しとて、我が國內に於ける外人の裁判は各其の國の領事をして之をなさしめたり。こは文明國が未開劣等の國に向て行ふ所にして、我が國の辱なれば、岩倉大使洋行の時より以來條約の改正を企つること屢なりしが、いつも成功に至らずして止みき。然るに日清の役のころ英國との談判先づ纏まり、遂に各國と對等の條約を結べり。條約改正の第二の要件は稅權なり。舊條約は輸出品及び輸入品共に課稅し、外國品は多くの利益を占めたるが、改正條約は主として輸入品に課し、且稅率は頗る高くして我が國の利益を保護せり。改正條約は明治三十二年を以て全部を實施せられたり。但し別に協定稅率とて、英國の鐵

## 稅權

器、佛國の織物等に對して特別の割引ありしが、四十四年に至りて之を廢し、稅權全く恢復せり。本章は明治元年より四十四年に亘れる事實なり。

## 第十一章 明治二十七八年戰役 戰後 の經營

朝鮮は日清露三國の交點に、位し、海路の要處を占むるを以て、其の安危存亡は直ちに東洋の安寧に關す。故に我が國は朝鮮の獨立に就ては常に注意を怠らざりき。

然るに朝鮮は明治十七年の事變後、事大黨の世となりて、弊政益甚しく、二十七年に東學黨なる亂民蜂起せり。朝鮮援を清國に求む。清即ち兵を出し、牙山に上陸せしめ、天津條約によりて、我が政府に通知す。我も亦直ちに出兵して

東學黨

京城仁川に入り、我が居留民を保護する旨を通知せり。

東學黨は兩國の出兵を聞きて一時鎮靜しければ、清國は我に通告して撤兵を求めき。然れども我は朝鮮の善後策未だ立たざるを以て之に應ぜず、且つ清と共に朝鮮の改革を助けんことを謀りしに、清は故なく之を拒絶せり。故に我は獨力を以て之に當らんとて、朝鮮に向て政治の改革を勸告せしに、清は陰かに朝鮮に教へて決答を延引せしめ、其の間に兵を出して、一は海路より牙山に、一は陸路より平壤に送り、前後より我が京城の兵を撃たんとせり。

七月二十三日、我が全權公使大島圭介（だいじま けいけい）は朝鮮政府の改革派の依頼により、兵を遣して王宮を護衛せしめ、又大院君を護して宮に入らしめ、自ら國王に謁見して我が好意を陳ぶ。王嘉納し、大院君等に命じて改革を行はしむ。

## 豊島海賊

## 成歡牙山の戦

同二十五日、我が軍艦清の軍艦と豊島沖に遇ふ。彼れ戦を挑む、我が軍艦應戦して大に勝つ。二十九日我が軍朝鮮政府の依頼により、清兵を境外に放逐せんため、成歡驛に戦ひて之を破り、遂に牙山の本營を拔けり。

## 平壤包圍攻撃

八月一日、宣戰の詔下る。我が軍平壤に向ふ、陸軍中將野津道貫之を部署す。少將大島義昌は正面より敵を攻撃し、道貫は其の左より遼りて敵の右方に出で、少將立見尙文は朔寧より右に分れて平壤の後面を襲ひ、元山より上陸せる少將大迫尙敏の先鋒大佐藤正は平壤の左側を突かんとす、是れ有名なる平壤の包圍攻撃なり。九月十五日諸軍平壤に達し、激戦曠より夜に至る。十六日清兵城を棄てて遁る。十七日我が聯合艦隊、清の北洋艦隊に黄海に遇ふ。司令長官海軍中將伊東祐亨艦隊を督して奮戦すること五時

## 黄海の戦

間、敵の四艦の破壊沈没せしめ、其の他を追走らす。

是の月十五日、天皇大元帥として大本營を廣島に進め給ふ。大將山縣有朋第一軍司令官に補せられしが、後に病ありて野津道貫之に代れり。第一軍已に平壤を抜き、破竹の勢を以て鴨綠江を渡りて清の遼東に入り、連りに九連城、鳳凰城を取り、十二月海城を取り。海城は北京と奉天との要路に當りたれば、清兵屢逆撃して激戦せり。我が兵漸次進撃して二十八年三月牛莊を取りて遼東半島を占領し、又遼河を渡りて田莊臺を取れり。同月我が別軍臺灣地方を経略して澎湖島を占領せり。

## 遼東占領

## 威海衛占領

第二軍は大將大山巖司令官として二十七年十月花園口に上陸し、十一月金州城旅順口を取れり。二十八年一月更に海路榮城灣に上陸し、二月威海衛の陸地を占領せり。

北洋艦隊滅  
靖和

此の時清の北洋艦隊死を以て威海衛を守る。伊東祐亨夜に乗じて水雷艇を縦ち、定遠等數艦を破壊す。清の提督丁汝昌力盡き、二月十二日使を遣して現在の軍艦兵器砲臺を我に納れて以て軍人等の生命を助けんことを請ふ。祐亨之を許す、汝昌自殺す。清の北洋艦隊全く滅びぬ。

三國干涉

三月清の全權大臣李鴻章馬關に來りて和を講ず。我が全權大臣伊藤博文同陸奥宗光之と商議し、清國は朝鮮の獨立を承認する事、遼東臺灣澎湖島を割讓する事、償金二億兩を納るる事、長江諸港を開く事等を約して和議成りぬ。然るに露獨佛三國同盟して我に忠告すらく、日本が永久に遼東半島を所有するは東洋の平和に害ありと。博文等奏請して遼東を清に還附し、代償として金三千萬兩を收めき。臺灣已に我が有に歸せしに、清の將劉永福等之に據りて

臺灣平定

肯て地を我れに致さず、而して清國政府之を制すること能はず。陸軍中將北白河宮能久親王之を征し給ひ、中道にして病み歿す。然れども臺灣ついで平ぎ諸軍凱旋す。

戦後の經營

ここに於て總督府を置きて臺灣を治む。軍備を擴張して戦役前六師團なりしを十二師團に増加し、特に力を海軍に用ひたり。又償金の中より皇室費を獻じ、教育基金を置く。償金の流入によりて實業亦漸く興れり。

冬日二等卒の服を御す

傳へ聞く、此の役に天皇廣島の大本營にまし、冬日二等卒の軍服をめして寒風の中に立ち、左右を顧みて宣はく、軍隊の勞苦さをあらん、汝等よく之を撫せよと。又皇后陛下は日日繻帶を製して負傷者に賜ひ、或は廣島の陸軍病院に行啓して一一傷病者の容體を慰問し給ひき。

皇后陛下

## 第十二章 明治三十三年清國事變 日英同盟

北清事件

從來歐洲諸國は清國の振はざるに乗じて其の勢力を擴張したるが、日清戰役後、露獨佛は特に各自の勢力を利用して清國の要地を占め、利益を専有し、人民を虐待せり。明治三十三年義和團なる匪徒蜂起して、鐵道教會堂を破壊し、外國人を攻撃す、之を團匪といふ。在朝の攘夷黨亦之に附和し、匪徒は北京の各國公使館を圍む。各國聯合軍、公使を北京に救援せんとし、日本兵之が主力たり。六月太沽の砲臺を陥し、我が海軍大尉白石葭江先登す。七月天津城を陥し、我が陸軍軍曹藤井房次郎等先登す。八月北京を陥し、我が兵最も抵抗烈しき諸門を破りて入る。此の

役に我が兵、戰鬥勇烈、紀律嚴肅なること聯合諸軍に冠たり。各國は其の勇に依頼し、清人は其の仁に歸伏し、日本の眞價初めて、歐米諸國に認められたり。

亂平きて後、各國善後策を議し、清國に向て報償を求む。就中露獨佛三國は動もすれば清國を分割せんとする形跡ありと云はれ、日英米三國は常に清國保全を主張せり。此の平均は實に東洋の安寧を繋ぐ權衡にして日本の意向は東洋の形勢を一變するを得べかりき。されば露國は日露同盟を欲し、英國は日英同盟を欲せり。

三十五年日英同盟成る、清韓二國の獨立を保障し、東洋の平和を保つを目的とす。當時朝鮮は韓と號し、皇帝を稱せり。後四十四年更に日英同盟を繼續せり。

日英同盟

## 戦役の原因

## 第十三章 明治三十七八年戦役

露國は先に我が國に忠告して、遼東を清國に還附せしめしが、其の覺書かくしよの墨痕ぼくこん未だ乾かざるに、自ら旅順大連を租借し、大規模を以て滿洲經營を始めたり。北清事件の起るや鐵道守備を名として大兵を滿洲に出し、事平ぎて後猶兵を撤せず、強ひて清國と密約して滿洲を占領せんとす。我が國屢之に抗議し、且つ一方には日英同盟を結べり。

かかりしかば露國は遂に讓歩して滿洲還附及び撤兵を宣言せしが、期に至りて約束を履行せず。我が國再三交渉すれども更に要領を得ず、其の間露國は益々海陸の兵備を増加せり。

三十七年二月、我が政府は自由行動を宣言し、同八日、聯合

## 國交破る

艦隊司令長官海軍中將東郷平八郎は本隊を率ゐて旅順に向ひ、少將瓜生外吉うらなの率ゐたる分隊は仁川に向ひ、共に大に露國の東洋艦隊を破れり。

同月十日宣戰の詔下る。露土戰爭以來智勇を以て聞こえたる露國の陸軍大臣クロバトキン是の月を以て極東陸軍總督に任せらる。

四月、敵の旗艦ペトロパウロスク我が水雷にかかりて轟沈し、海軍戰術家として世界に有名なる司令長官マカロフ戦死す。此の前後我が艦隊屢々旅順を攻撃し、三たび閉塞隊を組織して港口閉塞を企て、殆ど其の目的を達し、中佐廣瀬武夫は之に死せり。

五月、第一軍司令官陸軍大將黒木爲楨是れより先仁川より上陸し、この月大に敵軍を鴨綠江に破りて北に進む。同

## 閉塞隊



南山の戦  
得利寺の戦

月大將奥保鞏の第二軍は遼東に上陸し、南山の險を奪ひ、得利寺の戦に勝ち、轉じて北に向ふ。ついで中將乃木希典の第三軍は旅順を包圍す。大將野津道貫の第四軍、川村景明の第五軍亦各地より上陸し、所在の敵を追拂ひて、同じく北に進む。

遼陽の戦

九月、我が滿洲軍總司令官元帥大山巖諸軍を督して大に遼陽に戦ひて之を占領す。此の戦に敵帥クロバトキン退却の方略巧妙にして一時之を嘆稱す。十月沙河に會戦し、我が軍大に勝つ。

旅順の攻撃

旅順元と天險の要害にして、而も露軍の要塞防禦術は天下無雙と稱せらる。我が軍海陸より之を攻め、容易に抜くこと能はず。八月、港内なる敵の艦隊圍を衝いて出で、我が艦隊の破る所となり、敗殘の餘復た爲す所なし。然れども

奉天の會戦

陸戦は日に激烈を増し、短兵相搏つも猶足らず、耳を噛み目を抉り、古今戦争の慘酷を極む。十一月、二百三高地の要害我が手に歸し、それより各處の砲臺逐次に占領せらる。守將ステッセル力盡き、三十八年一月一日開城す。聖上勅して特に禮遇を賜ひ、武士の面目を保たしめらる。

かくて乃木軍も北に進み、諸軍諸方面より進撃し、この年三月奉天附近に會戦す、其の戦線四十里に亘り、古今未曾有の大戦とす。我が作戦計畫着着成功し、敵の全軍を包圍して大に之を破る、敵の死傷十萬に餘り、捕虜萬を以て數ふ。この戦に我が追撃猛烈を極め、クロバトキンをして再び退却の妙を誇らしめざりき。

日本海海戦

先に露國の旅順艦隊は既に敗殘し、浦潮艦隊も亦爲する能はず。よりにて露國は稀有の計畫をなし、殆ど本國バル

チック艦隊の全力を擧げて東航せしめ、艦船三十餘隻、海路十個月を経て、五月我が近海に至れり。我が艦隊之を對馬海峡に逆撃し、二晝一夜激戦の後殆ど敵艦を全滅し、司令長官ロヂエストウエンスキーを擒にせり。これを日本海海戦といふ。

既にして我が陸軍は別に樺太に上陸して全島を占領したり。

ここに於て米國大統領ルーズベルトは日露兩國に講和の議を提出せり。我れは其の好意を納れ、全權大使小村壽太郎、同高平小五郎を米國ポーツマスに遣して露國の全權ウイツテ同ローゼンと商議せしむ。我れは務めて寛大に従ひ、韓國の保護權を我れに得ること、滿洲の主權を清國に還附することを主とし、其の他は遼東の租借權を我れに移

講和

し、長春以南の鐵道等を讓與せしめ、露國沿海州に漁業するの權を得、樺太の割讓は五十度以南に讓歩し、軍費補償金の請求は全く之を撤回して局を結びぬ。

## 第十四章 戦後の經營 諸外國との關係 韓國併合

日露の平和已に復しぬ。我が國はポーツマス條約によりて、韓國を保護國となし、統監府を京城に置きて外交を處置せしめ、後更に協約して内政をも指導せり。實業の開發に付ては我が官民の協力に成れる東洋拓殖會社等ありて之に従事す。

樺太には樺太廳を豊原に置き、漁業農業等を奨勵す。滿洲に於ても同條約により關東州を租借し、旅順に關東

韓國經營

樺太經營

滿洲經營

都督府を置きて之を管轄し、又鎮守府を置きて軍港を管す。大連は開放して商港とす。露國より繼承せる鐵道及び炭礦等に付ては、亦官民の協力に成れる南滿洲鐵道會社ありて之を經營せり。

露國が絶東に敗れしより、露佛同盟の重さ頗る減せり。英國之を機として英佛協約を結び、一方には英露協約をなし、互に握手せしこと既に西洋史に云へり。されば日英同盟自然の結果として、日本も亦露佛に接近し、日佛協約及び日露協約を生ぜり、其の大要は清韓の領土を保全し、日本が得たる戦後の地位を尊重し、露佛が東洋に於ける領土の安全を保障するなり。かくして英佛、英露、日佛、日露交互に握手して以て平和の花環を造れり、而して其の中心は日英同盟にあり。

諸外國との  
關係

韓國併合

韓國は我が保護に歸してより、後も私黨相争ひて人心常に動搖し、隨て公共の安寧を保つに足らざるを以て、四十三年八月我が國に併合して、又朝鮮と稱し、一致の政を行ふ。各國皆之を承認す。元の韓帝室を李王家として皇族に准じ、門閥功勞ある者に爵を賜ひ、一般士民に金を賜ひて産業の資となさしめらる。兄弟の國ここに於て一家となれり。

## 第十五章 學術の進歩 交通機關の擴張

### 産業貿易の振興

維新の初、大學を設け、本校には皇漢學、南校には洋學、東校には醫學を教へたり。後に是等を合併して東京大學と稱せしが、今は東京帝國大學といひ、法科、理科、醫科、工科、農科、商科等の分科あり。其の後京都帝國大學、東北大學、九州大學

大學

普通教育

皆設立せられたり。中學小學の學制は明治五年發布せられ、兒童滿六歳に至れば必小學校に入りて普通教育を受けしむるを義務とし、更に高等普通教育を受けんと欲する者は中學に入らしむ。女子の高等普通教育には高等女學校あり。

特殊學校

此の外特殊の學校には高等商業高等工業高等農林學校あり、醫學專門學校あり、又高等中學校ありて各種の專門學又は大學豫備を教授す。小學教員を養成せん爲め、各府縣に師範學校を設け、又師範學校高等女學校の教員を養成せん爲め、高等師範學校及び女子高等師範學校を設く。其の他美術學校、音樂學校、盲啞學校、農工商に關する各種の實業學校あり。陸海軍遞信省にはそれれ専門の學校あり。私立の學校には、慶應年中、福澤諭吉慶應義塾を立てて英

私立學校

學を教へ、又平易なる著譯を出版して一般の文明を進むること甚だ多かりき。其の他津田仙の學農社、大隈重信の東京專門學校、又は東京法學院等の諸法學校、濟生學舍等の醫學校、又女學校には女子大學其の他多くの私立女學校、何れも官公立學校の不足を助け、學術教育に貢獻すること少からず。是等の學校中に、後に大學組織となれる者あり、慶應義塾は慶應大學、東京專門學校は早稻田大學と改稱するが如き即ち是れなり。

教育勅語

二十三年教育に關する勅語を下し給ひ、教育の方針益明かなり。斯くて教育普及上進し、新研究をなす者、年年に多く、醫學、天文學等の研究、北里氏、木村氏の研究の如き、往往西洋を凌ぐ者あり。殊に醫術に於ては世界中獨逸の次に指を日本に屈する者あるに至れり。

學術の研究

交通の機關は舊幕時代に、一月數度乃至一年數度の飛脚便びんによりて都鄙通信し、又陸路は馬により、海路は小弱なる和船によりて貨物を運搬したりき。明治の初年、東京横濱間に始めて鐵道を敷き、長崎横濱間に電信を架し、ついで陸運會社及び郵便の設けあり、各府縣道路の修築亦盛なりき。それより官設の鐵道電信郵便及び私立諸會社の鐵道漸漸隆盛に至れるが、日露戰役後は鐵道國有主義となれり。又滿韓鐵道の經營により、大連又は釜山より西伯利亞線に連絡する者は東西洋交通の二大門戸なり。

海運は臺灣征討の役に政府にて買入れたる汽船十數艘ありしを、岩崎彌太郎に委託して保護金を與へ、日本沿海及び上海の航路を開かしめたり、是れ三菱會社の成立なり。後に共同運輸會社と合併して今の郵船會社となり、其の後

## 農業

に起りたる東洋汽船會社と共に航路を歐米に延長せり。又大阪商船會社及び日清汽船會社ありて専ら關西沿岸と清國長江航路に従事せり。

農業は大體に於て前代に異ならず。そは本邦の地形及び農家の成立ちによりて大耕地なきを以て、北海道の外は大抵洋式の大農具を用ふる所なければなり。然れども各府縣に農學校農事試驗場農談會等ありて、種子肥料の改良蠶病の研究、驅蟲の方法等、農事の進歩亦少からず。山林は舊藩制度の破れたるに乗じて諸國にて濫伐らんぱくしたるが爲め、年年暴水の害多く、今正に善後經營中なり。

## 物産

物産は開港の初より生絲と茶とに各國の好評を得て、以來輸出の重要品たり。其の他絹布陶器漆器美術品等亦海外に歡迎ごんげいせらる。是等の物往往粗製濫造そせいらんぞうを以て排斥はいしせら

るることあれど、まづは一般に好評といひて可なり。洋式の大工場は、初め大藏省の印刷局、開拓使の諸製造所、富岡の製絲場等官立の工場多かりしが、其の後國家事業に非ざる者は漸漸民業に移されたり。工業上最も肝要なる若松製鐵所は未だ著しき成績を示さず。現今最も成功したる者は紡績場にして大阪地方に最も多く、販路は支那を主とす。日露戰役前後より水力電氣の應用を計畫する者各地に多し、こは我が國の地勢急流多きによるならん。要するに我が國は土地殆ど拓き盡し、人口亦餘りあり、農業國より漸次工業國に變すべき時期になりつつあり。

内國貿易は交通機關既に發達し、銀行の如き金融機關も完備して大に昔日の面目を改めたり。海外貿易は、萬國博覽會の出品にて最も多く世界に知られ、貿易總額十年毎に

## 貿易

必ず二倍以上を増し、今や年々八九億圓に達せり。然れども我が商工物猶未だ幼稚なるを免れず、各國の嗜好流行等を察するに拙く、又は商業道德に付て苦情を受くるが如きは皆貿易の隆盛を妨ぐる者にして、當業者の反省研究する所なり。

## 第十六章 世界に於ける日本の地位

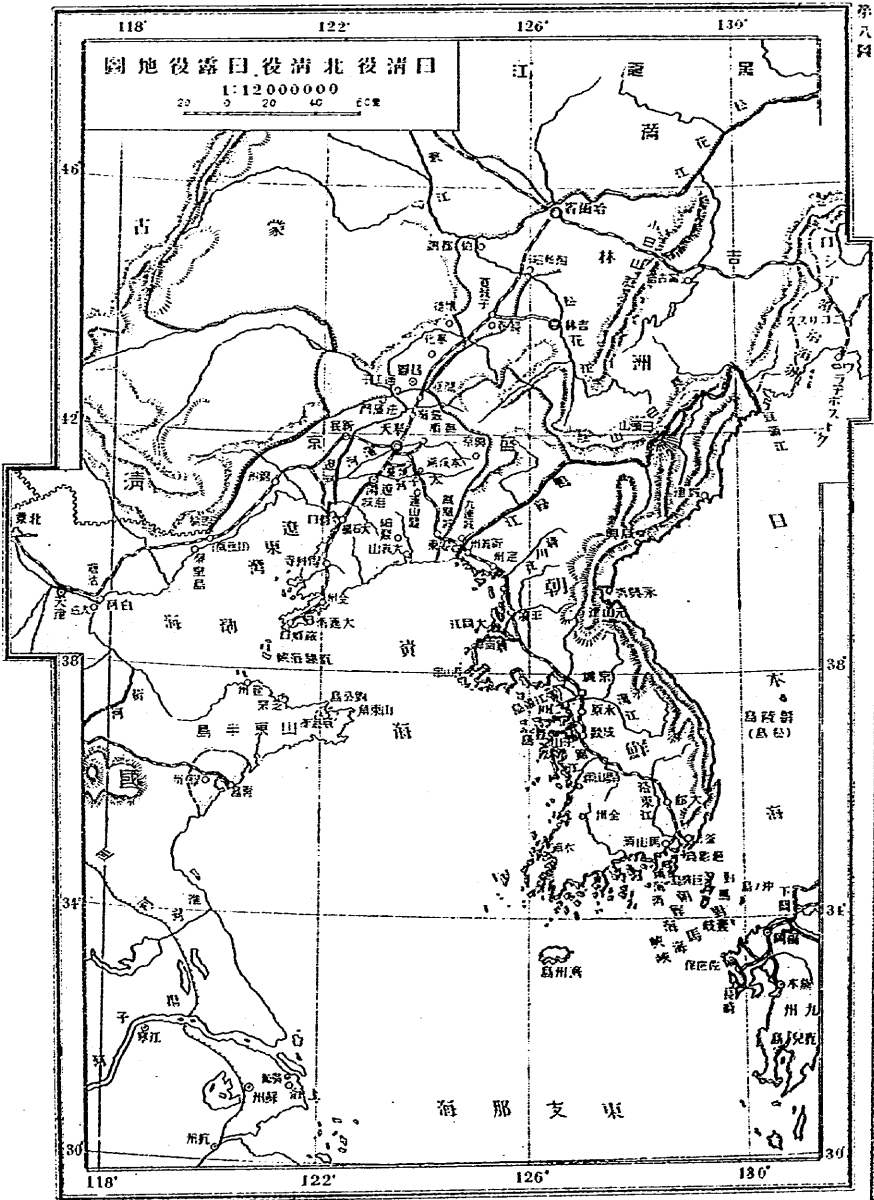
從來東洋諸國の消息は世界の大勢に關せずとして、萬國史上殆ど忘却せられたり。然るに近世の勢は世界を通じて一大系統となすのみならず、歐洲強國の争ひ一時東洋に集れり。此の時に於て日本國民勃然として興り、各國の間に立ちて平和の花環を作り、以て一時東洋の安寧を保てり。かくて世界何れの國と雖も、日本の同意を得るに非れば、絶

東に於て事を起すこと能はざる形勢となり、日本は世界の一大勢力となれり。是れ日本國民が三千年の歴史によりて養成せられたる結果ならずや。

學者は曰く過ぎし半世紀に於て、伊太利統一の如き、獨逸統一の如き、重要な國家の發達を見ること多し、而して日本民族の勃興は其の最も重要な者なりと。又曰く日本人は世界に於て偉大の天職を帶ぶる者なり、そは東西洋の連鎖として歐洲の舊國と亞細亞の舊國とを相結ぶに在りと。されば我等が責任は只武力の權衡を保ち、一時の平和を謀るのみならず、先進國と相携へ、後進國を誘ひて、以て世界永久の平和・文明に貢獻するにあり、其の使命豈偉大にして尊貴ならずや。

## 女子日本歴史

上級用終り



第八四

年表

二五三九	二五三八	二五三七	二五三六	二五三五	二五三四	二五三三	二五三二	二五三一	二五三〇	二五二九	二五二八
一三	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	元
琉球を廢し沖縄縣を置く	府縣會を開く	減租の物 内閣勸業博覽會開設 鹿児島	朝鮮と條約す 熊本の亂	會談を開く 千島樺太交換 朝鮮江華島 屯墾事件	大審院、元老院上院裁判を置く 地方官	民選議院論起る 佐賀の亂 臺灣征伐	小學起る 地租改正 六續臺を置く 學制改正	改定律例を頒つ 學制を頒つ 京濱間鐵道成る 國立銀行を立つ 裁判所を府縣に置く 征韓論起る 大隅野を行ふ 徵兵令を頒つ	郵便と設く 新貨を造る 廢藩置縣 大使派遣	新律綱領を頒つ 蝦夷を北海道とす	戊辰各地の戰 五條の御誓文 東京に都す 陸刑を廢す 議政官行政官を置く 諸侯版籍奉還 官位改定大發令を賜酌す 昌平校を大學とす 始めて電信を架し、燈臺を點す 蝦夷を北海道とす
二五七〇	二五七〇	二五六七	二五六六	二五六五	二五六四	二五六三	二五六二	二五六一	二五六〇	二五五九	二五五八
四四	四三	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三三	三二	三一	三〇
九州大學東北大學開始 日英同盟續續	韓國併合	日露協約、日露協約及び日韓新協約を結ぶ	日露協約を結ぶ	ボーリツマン條約を結ぶ	日露協約起る	日露協約起る	日英同盟成る	政友會組織 北清事件	改正條約全部實施	憲政黨及び憲政本黨となる、尋て分裂して憲政黨となる	日露協約公表
二五四〇	二五四一	二五四二	二五四三	二五四四	二五四五	二五四六	二五四七	二五四八	二五四九	二五五〇	二五五一
町村會を開く 國會請願 刑法治罪法頒布 自由黨組織	國會開設の期を公示す	朝鮮事變 改進黨組織	朝鮮事變	内閣制度を定む 天津條約を結ぶ	條約改正案世論を紛起す	市町村制を布く	憲法發布、皇室典範成る	教育勅語下る 治罪法を改正し 法典稍備ける 國會を開く	日清戰役起る 條約改正開始	日清講和、臺灣掃蕩	日露協約公表

五四



N 230.21-58

明治四十四年十一月二十一日印刷  
明治四十四年十一月二十四日發行

女子日本歷史上級用  
定價 金貳拾錢

著 者 新 保 磐 次

發 行 者 兼 金 港 堂 書 籍 株 式 會 社  
東 京 市 日 本 橋 區 本 町 三 丁 目 十 七 番 地

代 表 者 原 亮 一 郎  
東 京 市 下 谷 區 池 袋 三 丁 目 四 百 十 四 番 地

印 刷 所 東 京 國 文 社  
東 京 市 京 橋 區 安 永 十 三 丁 目 十 五 番 地



發 賣 所 東 京 市 日 本 橋 區 本 町 三 丁 目 振 替 貯 金 口 座 八 八 一 五 番 金 港 堂 書 籍 株 式 會 社

234

394

